

議案第60号

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年11月18日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成11年杉並区条例第6号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

第2条 杉並区女性福祉資金貸付条例（昭和50年杉並区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改める。

第22条の見出し中「母子福祉資金」を「母子及び父子福祉資金」に改め、同条中「母子福祉資金（東京都母子福祉資金貸付条例）」を「母子及び父子福祉資金（東京都母子及び父子福祉資金貸付条例）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

母子及び寡婦福祉法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例及び杉並区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(福祉事務所等業務手当)</p> <p>第5条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>(福祉事務所等業務手当)</p> <p>第5条 福祉事務所等業務手当は、介護保険法（平成9年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に定める業務に従事する規則で定める職員が家庭等を訪問したときに支給する。</p> <p>2 略</p>

第2条による改正（杉並区女性福祉資金貸付条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(貸付けの限度額及び据置期間の特例)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、女性又は女性が扶養している子について1</p>	<p>(貸付けの限度額及び据置期間の特例)</p> <p>第6条 前条の規定にかかわらず、女性又は女性が扶養している子について1</p>

8歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条第3号ただし書に規定する給付を受けることができなくなつたときは、技能習得資金又は高等学校、高等専門学校若しくは専修学校への就学に係る修学資金の貸付けの限度額は、その貸付けを受けることができる期間中別表に規定する額に同号ただし書の規定により加算することとされる額を加算した額とする。

## 2 略

（母子及び父子福祉資金との関係）

第22条 第3条の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする資金と同種の母子及び父子福祉資金（東京都母子及び父子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に基づく資金をいう。）の貸付けを受けている者及び受けることができると認められる者は、資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に貸付けを必要と認めた者については、この限りでない。

8歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第7条第3号ただし書に規定する給付を受けることができなくなつたときは、技能習得資金又は高等学校、高等専門学校若しくは専修学校への就学に係る修学資金の貸付けの限度額は、その貸付けを受けることができる期間中別表に規定する額に同号ただし書の規定により加算することとされる額を加算した額とする。

## 2 略

（母子福祉資金との関係）

第22条 第3条の規定にかかわらず、貸付けを受けようとする資金と同種の母子福祉資金（東京都母子福祉資金貸付条例（昭和39年東京都条例第166号）に基づく資金をいう。）の貸付けを受けている者及び受けることができると認められる者は、資金の貸付けを受けることができない。ただし、区長が特に貸付けを必要と認めた者については、この限りでない。